

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

2024年 05月 14日

静岡県知事殿

提出者

住所 静岡県三島市谷田60-3

氏名 小野建設株式会社

小野大和

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 055 - 971 - 2020

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	小野建設株式会社		
事業場の所在地	静岡県	三島市	谷田60-3
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	総合工事業		
② 事業の規模	完成工事高 5,469,104,021円		
③ 従業員数	89名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理計画書作成部署は品質管理部で作成をする。 産業廃棄総括責任者産業廃棄物管理責任者とする。 作業所（産業廃棄物→作業所内分別）→ 収集・運搬・処理業者（建設廃棄物委託契約書締結）→ 再生処理業者		

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項																									
<p>(管理体制図)</p> <p>社長→産業廃棄物管理責任者(品管・ICT推進部)産業廃棄物処理計画書作成</p> <p>↓</p> <p>工事部</p> <p>↓</p> <p>排出事業者(現場代理人)→産業廃棄物管理者</p> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none">・収集運搬業者・中間処理業者・最終処分業者																									
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項																									
①現状	【前年度(令和5年度)実績】																								
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>排出量</th></tr></thead><tbody><tr><td>汚泥(泥状のもの)</td><td>0.290 t</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>28.770 t</td></tr><tr><td>紙くず</td><td>0.720 t</td></tr><tr><td>木くず</td><td>126.576 t</td></tr><tr><td>繊維くず(天然繊維くず)</td><td>1.320 t</td></tr><tr><td>金属くず</td><td>64.415 t</td></tr><tr><td>ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず</td><td>39.010 t</td></tr><tr><td>がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)</td><td>718.856 t</td></tr><tr><td>建設混合廃棄物</td><td>98.566 t</td></tr><tr><td>石綿含有産業廃棄物</td><td>14.060 t</td></tr><tr><td>水銀使用製品産業廃棄物</td><td>0.860 t</td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	排出量	汚泥(泥状のもの)	0.290 t	廃プラスチック類	28.770 t	紙くず	0.720 t	木くず	126.576 t	繊維くず(天然繊維くず)	1.320 t	金属くず	64.415 t	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	39.010 t	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	718.856 t	建設混合廃棄物	98.566 t	石綿含有産業廃棄物	14.060 t	水銀使用製品産業廃棄物	0.860 t
	産業廃棄物の種類	排出量																							
	汚泥(泥状のもの)	0.290 t																							
	廃プラスチック類	28.770 t																							
	紙くず	0.720 t																							
	木くず	126.576 t																							
	繊維くず(天然繊維くず)	1.320 t																							
	金属くず	64.415 t																							
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	39.010 t																							
	がれき類(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物)	718.856 t																							
	建設混合廃棄物	98.566 t																							
	石綿含有産業廃棄物	14.060 t																							
	水銀使用製品産業廃棄物	0.860 t																							
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none">・ムリ、ムダ、ムラをなくし、手直し作業の減少を図る。・廃棄物の発生の抑制、再利用、再生利用を促進する。・省資源、省エネルギー活動に努める。																									
	【目標】																								
	<table border="1"><thead><tr><th>産業廃棄物の種類</th><th>排出量</th></tr></thead><tbody><tr><td>汚泥(泥状のもの)</td><td>1.000 t</td></tr><tr><td>廃プラスチック類</td><td>25.000 t</td></tr></tbody></table>	産業廃棄物の種類	排出量	汚泥(泥状のもの)	1.000 t	廃プラスチック類	25.000 t																		
産業廃棄物の種類	排出量																								
汚泥(泥状のもの)	1.000 t																								
廃プラスチック類	25.000 t																								

②計画	紙くず	1.000 t
	木くず	120.000 t
	繊維くず（天然繊維くず）	1.000 t
	金属くず	15.000 t
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.000 t
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	700.000 t
	建設混合廃棄物	90.000 t
	石綿含有産業廃棄物	14.000 t
	水銀使用製品産業廃棄物	0.020 t
	（今後実施する予定の取組） 現状の抑制活動を維持しながら、各作業所における産業廃棄物の分別を徹底し、再生資源化及びリサイクル活動の強化すると共に、材料等搬入時の過剰包装の防止、木材・ボード類のプレカット搬入を図り排出量の抑制に努める。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃棄処分する物と再生利用する物の分別を行っている。	
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 各作業所における分別を強化し、再生資源化、リサイクル活動に努め有価物として売却できるものは売却処理とする。	

	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
	0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

(今後実施する予定の取組)

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

産業廃棄物の種類	【前年度（令和 5 年度）実績】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
汚泥（泥状のもの）	0.290	0.000	0.000	0.000	0.290
廃プラスチック類	9.100	0.000	0.000	0.000	9.100
紙くず	0.720	0.000	0.000	0.000	0.720
木くず	55.956	0.000	0.000	0.000	55.956
繊維くず（天然繊維くず）	1.224	0.000	0.000	0.000	1.224
金属くず	96.024	0.000	0.000	0.000	96.024
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	32.130	0.000	0.000	0.000	32.130
がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	315.336	0.000	0.000	0.000	315.336
建設混合廃棄物	85.826	0.000	0.000	0.000	85.826
石綿含有産業廃棄物	0.000	14.060	0.000	0.000	14.060
水銀使用製品産業廃棄物	0.000	0.860	0.000	0.000	0.860
(これまでに実施した取組) ・ 認定産業廃棄物処理業者の現地確認 ・ 委託契約書の適切な締結 ・ 委託先から情報を収集し、「建設廃棄物処理計画書」「再生資源利用計画書・利用促進計画書」の作成 ・ 「マニフェスト」（産業廃棄物管理票）確実に発行し、処理を委託 ・ 上記確認、作成、発行書類等の保管管理					

①現状

【目標】						
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
②計画	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				
	汚泥（泥状のもの）	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	廃プラスチック類	8.000	0.000	0.000	0.000	8.000
	紙くず	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	木くず	50.000	0.000	0.000	0.000	50.000
	繊維くず（天然繊維くず）	1.000	0.000	0.000	0.000	1.000
	金属くず	90.000	0.000	0.000	0.000	90.000
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30.000	0.000	0.000	0.000	30.000
	がれき類（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた不要物）	300.000	0.000	0.000	0.000	300.000
	建設混合廃棄物	80.000	0.000	0.000	0.000	80.000
	石綿含有産業廃棄物	14.000	0.000	0.000	0.000	14.000
	水銀使用製品産業廃棄物	0.600	0.000	0.000	0.000	0.600
	（今後実施する予定の取組） 今後も優良認定処理業者・認定処理業者の現地確認を継続すると共に適切な処理を行い発注者、排出事業主、処理業者との協働で廃棄物の低減に努めていきます。 然しながら、請負側は工事を選別出来ない、受注した工事により排出量は大きく左右されるとも考えます。					
	※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。